

特別養護老人ホームはまゆうの里運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳榮会が設置する特別養護老人ホームはまゆうの里「以下「施設」という。」の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行う。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、和談及び援助、社会生活上の便宜を供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

3 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うものとする。

4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村の高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム はまゆうの里
- 2 所在地 宮崎県日南市大字楠原1840番地

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 24時間体制

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、55名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を置く。(指定介護老人福祉施設運営規程に準ずる)

(1) 施設長	1名
(2) 生活相談員	1名以上（常勤）
(3) 介護職員	16名以上（常勤換算）
(3) 看護職員	3名以上（常勤換算）
(5) 機能訓練指導員	1名以上
(6) 介護支援専門員	1名（常勤）
(7) 医師	1名（嘱託）
(8) 栄養士	1名以上（常勤）
(9) 調理員	名（業務委託）
(10) 事務員	1名（常勤兼務）

3 前項に定めるものの他、必要がある場合は、定数を超えてはその他の職員を置くことができる。

(職務)

第7条 職員の職務分掌は次のとおりとする。（指定介護老人福祉施設運営規定に準ずる）

1 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が、施設長（管理者）の職務を代行する。

2 生活相談員

入所者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

3 介護職員

入所者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

4 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

5 機能訓練指導員

入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

6 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス業務を行う者、介護保険施設等との連携調整に従事するとともに、入所者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

7 医師

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

8 栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

9 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

10 事務員

施設の庶務及び会計業務に従事する。

(事務分掌)

第8条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(指定介護老人福祉施設運営規定に準ずる)

(会議)

第9条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

(1) 職員会議 (2) 幹部会議 (3) 処遇会議 (4) 給食会議

(5) その他施設長が必要と認める会議 ※施設の状況に応じ記入。

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 施設サービスの費用は、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額(介護報酬の公示上の額)を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額とその他の費用の額とする。(費用の額に関しては、別表1参照)

第4章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所契約時のサービス利用にあたっての説明方法)

第11条 サービス利用にあたっては、運営規定に基づいてサービス提供を実施し、利用者に説明するにあたっては、「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書5(施設利用の留意事項)の条項を入所契約時に説明を実施するものとする。

(入退所)

第12条 入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は指定介護保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

2 入所予定者の入所に際しては、本人の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

3 施設は、入所者について本人の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。

4 前項の検討に当たっては、介護職員、生活相談員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人及び家族の希望、本人が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、本人の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

6 施設は、入所者の退所に際しては、介護保険法に規定する居宅介護支援事業所を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入所者の施設サービスに関する計画)

第13条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等、入所者及び家族等が現に抱えている問題点を明らかにし、当該入所者について把握された解決すべき課題に基づいて、サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成することとする。

- 2 入所者の施設サービス計画について、介護支援専門員は施設サービス計画の原案について入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 3 施設サービス計画は、実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第14条 施設は、入所者について本人の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、本人の心身の状況等に応じて、施設サービスを妥当適切に行うこととする。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮することとする。
- 3 施設職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧と旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 入所者のサービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命は又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないこととする。
- 5 施設は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第15条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の条項に応じて適切な技術を持って行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
入浴日は毎週 月曜日から土曜日とする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつは適切に隨時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第16条 食事の提供は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供することとす

る。

食事時間は 朝 食 午前 7時30分から
昼 食 午後 12時00分から
夕 食 午後 17時30分から

2 食事の提供は、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めることとする。

(相談及び援助)

第 17 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家庭に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 18 条 施設は、教養娯楽整備等を備えるほか、便宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこととする。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、本人又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

(機能訓練)

第 19 条 施設は入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うこととする。

(健康管理)

第 20 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

1 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 21 条 施設は、入所者について病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときには、本人及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 22 条 施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制は次のとおりとする。

職 種	勤 務 体 制	
1 施設長【管理者】	毎週月曜日～土曜日	8時30分～17時30分

2 生活相談員	毎週月曜日～日曜日	8時30分～17時30分
3 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	超早 6時30分～15時30分	1名
	早朝 7時00分～16時00分	4名
	日中 8時30分～17時30分	1名
	遅番 9時30分～18時30分	4名
	夜間 17時30分～ 9時30分	3名
4 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	日中 7時30分～16時30分	1名
	遅番 9時30分～18時30分	1名
5 機能訓練指導員	毎週月曜日～土曜日	8時30分～17時30分
6 介護支援専門員	毎週月曜日～日曜日	8時30分～17時30分
7 栄養士	ローテーション	8時30分～17時30分
8 医 師	毎週水曜日	14時00分～16時00分
9 調理員	業務委託	
10 事務員	毎週月曜日～金曜日	8時30分～17時30分

- 2 施設は、当該施設の職員によってサービス提供を行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第23条 施設は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関おび中央病院への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第24条 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策行う。

- (1) 始業・終了時には、火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- (2) 非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限とどめるため、消防団を編成し任務の遂行にあたるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・・年2回以上
 - ②利用者含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・年2回以上
 - ③非常災害を設備の使用方法の徹底・・・・・・・・年2回以上

(虐待防止に向けた体制等)

第26条 虐待防止のための措置を以下の通り実施する。

(身体的虐待・介護等の放棄、放任・心理的虐待・性的虐待。経済的虐待)

高齢者虐待防止委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。その結果について、職員の周知を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (5) 虐待または、虐待が疑われる事案が生じた場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事案関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(身体拘束適正化)

第27条 身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束適正化検討委員会を設置し下記の通り実施する。

- (1) 身体拘束等についての様式を整備する。
- (2) 介護従業者その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその他の状況、背景等を記録するとともに(1)の様式に従い、身体的拘束等について報告する。
- (3) 身体拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析をする。
- (4) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
- (5) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- (6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第27条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得な

い事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 28 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を行う。

(協力病院等)

第 29 条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、おび中央病院を協力病院とし、安部歯科医院を協力歯科医療機関とする。

(秘密保持等)

第 30 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第 31 条 施設は、サービスの提供に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 生活相談員

苦情処理責任者 事務長

2 施設は、サービスの提供関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域等の連携)

第 32 条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 27 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。